

株式会社 三協メディケア

あったかいごヘルパーステーション東安庭

「訪問介護」

「第1号訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」

利用契約書

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

第1条（契約の目的）

第2条（契約期間）

第3条（訪問介護計画の作成
・変更）

第4条（訪問介護、及び第1号
訪問事業の提供地域
・サービス内容）

第5条（サービス提供の記録）

第6条（料金）

第7条（サービスの中止）

第8条（利用料金の変更）

第9条（契約の終了）

第10条（秘密の保持）

第11条（賠償責任）

第12条（緊急時の対応）

第13条（身分証携行義務）

第14条（連携）

第15条（相談・苦情対応）

第16条（本契約で定めていない事項）

第17条（裁判管轄）

訪問介護、第1号訪問事業利用者（以下、「利用者」といいます）と株式会社三協メディケア（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護、第1号訪問事業について次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護、第1号訪問事業サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者から事業所に対して契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(訪問介護計画の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画書」を作成します。事業者は「訪問介護計画書」の内容を利用者及びその家族に対して説明し計画書を交付します。
- 2 事業者は、利用者からサービス内容や提供方法について変更の希望があった場合には、その変更がケアプランの範囲内で実施可能な時は、変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、前項によりケアプランの変更を希望される場合には、速やかに居宅介護支援事業者、又は地域包括支援センターへ連絡調整等の援助を行います。

第4条(訪問介護、及び第1号訪問事業の提供地域・サービス内容)

- 1 訪問介護のサービス提供実施地域は盛岡市（玉山地域は除く）及び矢巾町、滝沢市となります。
- 2 第1号訪問事業のサービス提供地域は盛岡市（玉山地域は除く）となります。
- 3 事業者は、第3条に定めた訪問介護計画書に沿って必要な訪問介護を提供します。また、事業者は訪問介護の提供にあたりその内容について利用者及び家族に説明します。
- 4 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条(サービス提供の記録)

- 1 事業者が、サービスを提供したときにはあらかじめ定めた「サービス実施記録」の書面に提供したサービス内容を記載し利用者の確認を受け、その写しを交付します。
- 2 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、作成後2年間保存します。
- 3 利用者は事業所の営業時間内に、その事業所にて当該利用者に関する第2項のサービス提供記録等を閲覧することができます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条(料金)

- 1 サービスに関する利用料等は「重要事項説明書」に記載のとおりです。
- 2 事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る利用料の（費用基準額の1割～3割）支払を受けます。（「法定代理受領」）
また、介護保険法令に基づいて利用者がいったん利用料の全額（10割）を支払い、その後保険者より9割、又は8割、7割の払い戻しを受ける方法による場合には、事業者に対して料金の全額を負担金としてお支払いしていただきます。（「償還支払い」）
但し、区分支給限度額を超えるサービスについては全額自己負担になります。
- 3 利用者は、サービス対価として利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を翌月に口座振替もしくは現金で支払いします。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収証を発行します。

第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対してサービス提供日の前日午後5時までに通知することにより料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
ただし、前日午後5時までにサービスの中止の通知をしなかった場合は、事業者は、利用者に対して「重要事項説明書」に定める料金をキャンセル料として請求することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により訪問介護、第1号訪問事業の実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。
- 3 事業者の都合により臨時休業することがあります。この場合、利用者に予めご連絡いたします。

第8条(利用料金の変更)

事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。利用者は料金の変更を承諾しない場合に限り、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変や急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合には利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
- 4 次の事由に該当した場合は事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が正当な理由もなくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了となります。
 - ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当(自立)と認定され、第1号訪問事業の対象にも該当しなかった場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。
 - ④ 事業者が事業を廃止した場合。

第10条(秘密の保持)

- 1 事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いません。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償いたします。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変が生じた場合、その他必要に応じて、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡するとともに、緊急連絡先および担当介護支援専門員に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条(連携)

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は速やかに介護支援専門員に報告します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際には事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者から相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

第16条(本契約で定めていない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めていない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、本物件の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1通ずつ保有するものとします。

<運営主体> 株式会社 三協メディケア
代表取締役 齊藤 哲哉 (印)
<住所> 岩手県盛岡市北飯岡一丁目6番8号
<事業所名> あったかいごヘルパーステーション 東安庭 (指定番号: 0370107401)
<住所> 盛岡市東安庭一丁目23番68号

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人 住所 _____

氏 名 _____ (印)

続柄 ()